

妊婦健康診査費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、妊婦に係る健康診査（以下「妊婦健康診査」という。）に要する費用の全部又は一部を助成することにより、妊婦の健康増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱により、妊婦健康診査に要する費用の助成の対象となる者は、高砂市内に住所を有する妊婦とする。

(助成する妊婦健康診査の費用及び限度額)

第3条 助成する妊婦健康診査に要する費用は、病院、診療所又は助産所（以下「医療機関等」という。）で実施する次に掲げる妊婦健康診査を14回（多胎妊娠の場合については、19回）受診する費用とし、その限度額は、124,000円（多胎妊娠の場合については、154,000円）とする。

- (1) 定期検査（子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重等）
- (2) 妊娠初期検査（血液検査、子宮頸がん検診等）
- (3) 超音波検査
- (4) 血液検査（血算、血糖等）
- (5) B群溶血性レンサ球菌（G B S）
- (6) H T L V－1抗体検査
- (7) クラミジア抗原検査
- (8) その他必要な検査

(助成金の交付申請)

第4条 妊婦健康診査に要する費用の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、妊婦健康診査費助成券交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定等)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、妊婦健康診査費助成券（様式第2号。以下「助成券」という。）を交付するものとする。

2 助成券は、次の各号に掲げる金額のものについて、当該各号に定める枚数を交付するものとする。

- (1) 2,000円券 12枚
- (2) 6,000円券 12枚（多胎妊娠である場合については、17枚）
- (3) 14,000円券 2枚

3 第1項の規定による助成券の交付の際、多胎妊娠と判断されていない者について、当該交付後に多胎妊娠であることが判明したときは、その者の申出により、既に交付した助成券のほか、6,000円券を5枚交付するものとする。

4 助成券のうち、2,000円券については、単独で使用することはできない。

(助成の方法)

第6条 妊婦健康診査に要する費用の助成は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によって行う。

(1) 医療機関等のうち別に定める3市2町協力医療機関（以下「協力医療機関」という。）における妊婦健康診査の場合 助成する額を高砂市医師会、加古川医師会及び明石市医師会（以下「各医師会」という。）のそれぞれに支払う方法

(2) 医療機関等のうち別に定める兵庫県内の医療機関等（以下「県内医療機関」という。）における妊婦健康診査の場合 助成する額を当該県内医療機関に支払う方法

(3) 協力医療機関及び県内医療機関以外の医療機関等における妊婦健康診査又は助成券の交付前に受診した妊婦健康診査の場合 助成する額を申請者に支払う方法

(協力医療機関における妊婦健康診査に係る助成手続)

第7条 助成券の交付を受けた者で協力医療機関において妊婦健康診査を受診しようとするものは、当該協力医療機関に助成券を提出して妊婦健康診査を受診しなければならない。

2 助成券の提出を受けた協力医療機関は、妊婦健康診査を実施し、妊婦健康診査に要した費用のうち第3条各号に掲げる検査に要した費用から当該提出のあった助成券の金額の合計額を控除した額を受診した者に請求するものとする。

3 前項の規定による請求を受けた者は、妊婦健康診査を実施した協力医療機関に当該請求を受けた額を支払わなければならない。

(県内医療機関における妊婦健康診査に係る助成手続)

第8条 助成券の交付を受けた者で県内医療機関において妊婦健康診査を受診しようとするものは、当該県内医療機関に助成券を提出して妊婦健康診査を受診しなければならない。

2 助成券の提出を受けた県内医療機関は、妊婦健康診査を実施し、妊婦健康診査に要した費用のうち第3条各号に掲げる検査に要した費用から当該提出のあった助成券の金額の合計額を控除した額を受診した者に請求するものとする。

3 前項の規定による請求を受けた者は、妊婦健康診査を実施した県内医療機関に当該請求を受けた額を支払わなければならない。

(協力医療機関及び県内医療機関以外の医療機関等における妊婦健康診査に係る助成手続)

第9条 助成券の送付を受けた者が協力医療機関及び県内医療機関以外の医療機関等において妊婦健康診査を受診したとき又は助成券の交付前に妊婦健康診査を受診したときは、当該妊婦健康診査を受診した者は、妊婦健康診査に要した費用の全額を当該医療機関等に支払った後、妊婦健康診査費支給請求書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 助成券

(2) 妊婦健康診査に係る医療機関等の領収書

(3) 母子健康手帳

2 前項の規定による請求は、妊婦健康診査を受診した者が出産をした後6箇月以内に行わなければならない。

3 市長は、妊婦健康診査費支給請求書の提出があったときは、その内容について審査し、助成するものと決定したときは、助成金の額を決定し、請求をした者に交付するものとする。

4 市長は、妊婦健康診査費支給請求書の提出があったときは、その内容について審査し、助成しないものと決定したときは、妊婦健康診査費助成金不承認通知書（様式第6号）により請求をした者に通知するものとする。

(協力医療機関が行う助成金総額相当額の請求手続)

第10条 協力医療機関は、妊婦健康診査を実施したときは、当該妊婦健康診査を実施した月の1箇月分の助成券を取りまとめ、翌月10日までに実施報告書（様式第5号）とともに、各医師会に提出しなければならない。

2 各医師会は、前項の報告を受けたときは、請求書に実施報告書を添付して、協力医療機関において妊婦健康診査を受診した者に係る助成金の総額に相当する額を市長に請求しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求のあった日から30日以内に各医師会に同項の額を支払うものとする。

(県内医療機関が行う助成金総額相当額の請求手続)

第11条 県内医療機関は、妊婦健康診査を実施したときは、請求書に次に掲げる書類を添付して、翌月10日までに、当該県内医療機関において妊婦健康診査を受診した者に係る助成金の総額に相当する額を市長に請求しなければならない。

(1) 実施報告書

(2) 妊婦健康診査を実施した月の1箇月分の助成券

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求のあった日から30日以内に当該請求をした県内医療機関に同項の額を支払うものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に妊娠22週に達している者に対して行う妊婦健康診査については、この要綱による改正後の妊婦健康診査助成事業実施要綱の規定にかかわらず、当該者が出産をするまでの間は、なお従前の例によることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の妊婦健康診査費助成事業実施要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定により交付された妊婦健康診査費助成券は、施行日後においても使用することができる。
- 3 施行日前に改正前の要綱の規定により妊婦健康診査受診券の交付を受けた者が施行日においてこの要綱による改正後の妊婦健康診査費助成事業実施要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定による助成の対象者であることが確認できる場合においては、市長は、改正後の要綱第4条の規定による申請を待たずに、改正後の要綱の規定による妊婦健康診査費助成券を交付することができる。
- 4 施行日後に妊婦健康診査費助成券の交付を受けた者が施行日前に妊婦健康診査を受診している場合において、その者が当該妊婦健康診査に係る助成を受けておらず、かつ、改正前の要綱第2条の要件を満たすときは、改正前の要綱第3条の規定の例により、助成を受けることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この要綱による改正前の妊婦健康診査費助成事業実施要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定により交付された妊婦健康診査費助成券は、施行日後においても使用することができる。
- 3 この要綱の施行の際現に、改正前の要綱の規定により助成券の交付を受けている者であって、施行日において出産していないものについては、1,000円券を12枚交付する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この要綱による改正前の妊婦健康診査費助成事業実施要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定により交付された妊婦健康診査費助成券は、施行日後においても使用することができる。ただし、この要綱による改正後の妊婦健康診査費助成事業実施要綱（以下「改正後の要綱」という。）第6条第2号に規定する県内医療機関に提出して使用する場合は、この限りでない。
- 3 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により妊婦健康診査費助成券の交付を受けている者であって、施行日において出産していないものについては、その残存する妊婦健康診査費助成券の種類及び枚数の限度において、市長が別に定めるところにより、改正後の要綱の規定による妊婦健康診査費助成券に交換することができる。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に妊婦健康診査費助成券の交付を受けている者（多胎妊娠である者に限る。）については、既に交付した妊婦健康診査費助成券によるもののほか、市長が別に定める方法により、25,000円を限度に、妊婦に係る健康診査に要する費用を助成するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この要綱による改正前の妊婦健康診査費助成事業実施要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定により交付された妊婦健康診査費助成券は、施行日後においても使用することができる。ただし、この要綱による改正後の妊婦健康診査費助成事業実施要綱（以下「改正後の要綱」という。）第6条第2号に規定する県内医療機関に提出して使用する場合は、この限りでない。
- 3 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により妊婦健康診査費助成券の交付を受けている者であって、施行日において出産していないものについては、その残存する妊婦健康診査費助成券の種類及び枚数の限度において、市長が別に定めるところにより、改正後の要綱の規定による妊婦健康診査費助成券に交換することができる。